

## 既存住宅における省エネ改修促進事業交付要綱 新旧対照表

新	現行
<p><u>(助成対象経費)</u></p> <p>第5条 略</p> <p>一 材料費 高断熱窓及び高断熱ドアの購入に必要な経費 <u>並びに太陽光発電システムの設置に伴う防水工事に必要な経費</u></p> <p>二、三 略</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>ア、イ 略</p> <p><u>ウ 第7条の規定による交付申請があった後、第11条の規定により公社が交付決定をする日より前に工事し、又は契約締結したもの。ただし、次の(ア)から(エ)までの条件を付すものとする。</u></p> <p><u>(ア) 第8条に規定する交付申請に不備があり、その他この要綱で定める要件を満たさないために、契約もしくは工事着手の後に決定された交付決定もしくは不交付決定の内容により、損失等が生じたとしても、これらの負担は交付申請者の負担とする。</u></p> <p><u>(イ) 交付決定を受ける前に、天災地変等その他公社の責に帰さない事情により交付決定ができない場合において、事前に着手したことにより生じた経費があっても、補償しないものとする。</u></p>	<p><u>(助成対象経費)</u></p> <p>第5条 略</p> <p>一 材料費 高断熱窓及び高断熱ドアの購入に必要な経費</p> <p>二、三 略</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>ア、イ 略</p> <p>二 略</p> <p>3 略</p>

(ウ) 交付決定もしくは不交付決定の前に、契約もしくは工事着手をしたものは、第一号及び第二号に掲げる条件を了承したものとみなし、異議を申し立てないこと。

(エ) 予算超過が見込まれる日について公社ホームページ等で公表された場合は、その翌日以降に申請のあったものは、交付決定後に契約もしくは工事の着手するものとする。

二 略

3 略

#### (交付の条件)

第12条 略

一～五 略

六 助成対象設備の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。

七 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。

八 助成事業者は、助成対象経費について、区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給しないこと。

九 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前7号のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 略

一、二 略

#### (交付の条件)

第12条 略

一～五 略

六 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。

七 助成事業者は、助成対象経費について、区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給しないこと。

八 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前7号のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 略

一、二 略

3 略

3 略

(助成事業の廃止)

第19条 略

2 略

(3 削除)

(実績の報告)

第20条 略

一～三 略

四 当該助成対象経費が第5条第2項第一号ウに規定する経費であって、  
交付申請があった後、公社が交付決定をする日より前に、当該助成対象  
設備の売買契約又はリース等の契約を締結し、工事に着手したもの 交付  
決定日から令和7年9月30日まで

2 略

(助成事業の廃止)

第19条 略

2 略

3 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第20条 略

一～三 略

2 略

附 則（令和 4 年 6 月 21 日付 4 都環公地温第698号）

略

附 則（令和 4 年 9 月 6 日付 4 都環公地温第1386号）

略

附 則（令和 5 年 1 月 27 日付 4 都環公地温第2665号）

1 本交付要綱は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

2 令和 5 年 1 月 30 日までに旧要綱（令和 4 年 6 月 21 日付 4 都環公地温第 698 号による制定から令和 4 年 9 月 6 日付 4 都環公地温第 1386 号による改正 までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。 以下同じ。）第 7 条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に 関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への既存住宅におけ る省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定に にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第 5 条第 2 項第一号 ウの規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。

3 旧交付手続等のうち、令和 5 年 1 月 30 日までに申請のあった旧要綱第 19 条第 1 項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかか わらず、本交付要綱の施行日以降は旧要綱第 19 条第 3 項の規定は適用しな い。

附 則（令和 4 年 6 月 21 日付 4 都環公地温第698号）

略

附 則（令和 4 年 9 月 6 日付 4 都環公地温第1386号）

略

別表第3

	書類の種類	備考
一～三	略	略
四	国及び他の地方公共団体による補助金において受領した交付額確定通知書等	<u>国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合に限る。</u>
五～十 一	略	略

別表第3

	書類の種類	備考
一～三	略	略
四	国及び他の地方公共団体による補助金において受領した交付額確定通知書等	助成対象高断熱窓又は高断熱ドアに係る国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合に限る。
五～十 一	略	略

第一号様式（交付申請書）  
（第二面）【個人・法人用】

(2/3)

5 助成金交付申請予定額

※助成金交付申請予定額は費用総括表の助成金交付申請予定額(S)、(U)から転記してください。				
設備別内訳	高断熱窓	円	高断熱ドア	円

助成金交付申請予定額（高断熱窓・ドア）		※窓とドアの交付申請予定額の合計を記入してください。	
		円（税抜）	

6 総住戸数 ※住宅種別が集合住宅(全体)の場合のみ記入

総住戸数	戸	改修する住戸数			
		高断熱窓	戸	高断熱ドア	戸

7 着工予定日 ※契約及び着工は交付申請後に行ってください。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

8 支払い方法等の形態

※該当するものがあればチェック(✓)を入れてください。

<input type="checkbox"/> 支払委託	<input type="checkbox"/> 割賦(個別クレジット) ※クレジットカード決済のではありません。
-------------------------------	---

9 その他確認事項

※確認し、チェック(✓)を入れてください

<input type="checkbox"/>	他の補助金との併給について以下のことを理解している。 ・助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等は受給できない。 ・助成対象経費について市区町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)は受給できない。
<input type="checkbox"/>	東京都既存住宅省エネ改修促進事業について重複申請を行っていない。

第一号様式（交付申請書）  
（第二面）【個人・法人用】

(2/3)

5 助成金交付申請予定額

※助成金交付申請予定額は費用総括表の助成金交付申請予定額(S)、(U)から転記してください。				
設備別内訳	高断熱窓	円	高断熱ドア	円

助成金交付申請予定額（高断熱窓・ドア）		※窓とドアの交付申請予定額の合計を記入してください。	
		円（税抜）	

6 総住戸数 ※住宅種別が集合住宅(全体)の場合のみ記入

総住戸数	戸	改修する住戸数			
		高断熱窓	戸	高断熱ドア	戸

7 着工予定日 ※契約及び着工は交付決定後に行ってください。交付決定には数カ月かかりますので余裕を持った日付を記入して下さい。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

8 支払い方法等の形態

※該当するものがあればチェック(✓)を入れてください。

<input type="checkbox"/> 支払委託	<input type="checkbox"/> 割賦(個別クレジット) ※クレジットカード決済のではありません。
-------------------------------	---

9 その他確認事項

※確認し、チェック(✓)を入れてください

<input type="checkbox"/>	他の補助金との併給について以下のことを理解している。 ・助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等は受給できない。 ・助成対象経費について市区町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)は受給できない。
<input type="checkbox"/>	東京都既存住宅省エネ改修促進事業について重複申請を行っていない。

(第三面)

(3/3)

〈誓約事項〉 必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。))に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

Table with 12 rows of terms and conditions, including sections for '交付申請', '助成対象者', '交付決定前の事業着手', '他の助成金等の受給', '申請の届出', '個人情報の利用', '交付決定', '免責', '現地調査等の協力', '手続代行者への連絡', '交付要綱等の遵守', '対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について', '暴力団排除に関する誓約事項', '手続代行者に関する誓約事項', '専属的合意管轄裁判', and '注意事項'.

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

同意日 西暦 年 月 日

以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
(手続代行者が申請する場合には、以上の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)

(第三面)

(3/3)

〈誓約事項〉 必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。))に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

Table with 12 rows of terms and conditions, including sections for '交付申請', '助成対象者', '交付決定前の事業着手の禁止', '他の助成金等の受給', '申請の届出', '個人情報の利用', '交付決定', '免責', '現地調査等の協力', '手続代行者への連絡', '交付要綱等の遵守', '対象設備を設置する住宅等の承諾について', '暴力団排除に関する誓約事項', '手続代行者に関する誓約事項', '専属的合意管轄裁判', and '注意事項'.

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

同意日 西暦 年 月 日

以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
(手続代行者が申請する場合には、以上の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)

第二号様式（交付申請書）

（第二面）【共同申請用】

(2/3)

5 助成金交付申請予定額

※助成金交付申請予定額は費用総括表の助成金交付申請予定額(S)、(U)から転記してください。			
設備別内 訳	高断熱窓	円	高断熱ドア
			円

助成金交付申請予定額（高断熱窓・ドア）	※窓とドアの交付申請予定額の合計を記入してください。
	円（税抜）

6 総住戸数 ※住宅種別が集合住宅(全体)の場合のみ記入

総住戸数	戸	改修する住戸数			
		高断熱窓	戸	高断熱ドア	戸

7 着工予定日 ※契約及び着工は交付申請後に行ってください。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

8 その他確認事項

※確認しチェックして下さい

<input type="checkbox"/>	他の補助金との併給について以下のことを理解している。 ・助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等は受給できない。 ・助成対象経費について市区町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)は受給できない。
<input type="checkbox"/>	東京都既存住宅省エネ改修促進事業について重複申請を行っていない。

第二号様式（交付申請書）

（第二面）【共同申請用】

(2/3)

5 助成金交付申請予定額

※助成金交付申請予定額は費用総括表の助成金交付申請予定額(S)、(U)から転記してください。			
設備別内 訳	高断熱窓	円	高断熱ドア
			円

助成金交付申請予定額（高断熱窓・ドア）	※窓とドアの交付申請予定額の合計を記入してください。
	円（税抜）

6 総住戸数 ※住宅種別が集合住宅(全体)の場合のみ記入

総住戸数	戸	改修する住戸数			
		高断熱窓	戸	高断熱ドア	戸

7 着工予定日 ※契約及び着工は交付決定後に行ってください。交付決定には数ヵ月かかりますので余裕を持った日付を記入して下さい。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

8 その他確認事項

※確認しチェックして下さい

<input type="checkbox"/>	他の補助金との併給について以下のことを理解している。 ・助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等は受給できない。 ・助成対象経費について市区町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)は受給できない。
<input type="checkbox"/>	東京都既存住宅省エネ改修促進事業について重複申請を行っていない。

(第三面)

(3/3)

〈誓約事項〉 ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

Table with 16 rows and 2 columns. Rows include: (1) 交付申請, (2) 助成対象者, (3) 交付決定前の事業着手, (4) 他の助成金等の受給, (5) 申請の虚偽, (6) 個人情報の利用, (7) 交付決定, (8) 免責, (9) 現地調査等の協力, (10) 手続代行者への連絡, (11) 交付要綱等の遵守, (12) 対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について, (13) 暴力団排除に関する誓約事項, (14) 手続代行者に関する誓約事項, (15) 専門的合意管轄裁判, (16) 注意事項.

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると思われる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

同意日 西暦 年 月 日
 以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
(手続代行者が申請する場合には、以上の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)

(第三面)

(3/3)

〈誓約事項〉 ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

Table with 16 rows and 2 columns. Rows include: (1) 交付申請, (2) 助成対象者, (3) 交付決定前の事業着手の禁止, (4) 他の助成金等の受給, (5) 申請の虚偽, (6) 個人情報の利用, (7) 交付決定, (8) 免責, (9) 現地調査等の協力, (10) 手続代行者への連絡, (11) 交付要綱等の遵守, (12) 対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について, (13) 暴力団排除に関する誓約事項, (14) 手続代行者に関する誓約事項, (15) 専門的合意管轄裁判, (16) 注意事項.

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると思われる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

同意日 西暦 年 月 日
 以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
(手続代行者が申請する場合には、以上の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)